

# 中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise  
Chushokigyo-chiba

# 中小企業ちば

## Contents [Index]

### P.3 活動予定／トピックス

中央会の主な事業等活動予定（2月）

### P.4 チャレンジ組合ちば ～連携支援の現場から～

2020東京オリパラに向けたおもてなしの展開について  
～組合オリジナル日本酒づくりの検討会～（千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合）

### P.6 全国先進組合事例

S D G sを活用した自立・循環型地域経済モデルの確立（丸重製紙企業組合）

### P.7 組合Q&A

出席理事の一部が承認捺印しなかった場合の理事会議事録の取扱いについて 他

### P.8 シリーズ「躍進企業」

ものづくり補助事業成果事例：有限会社高橋製作所（市川市）

### P.10 景 況

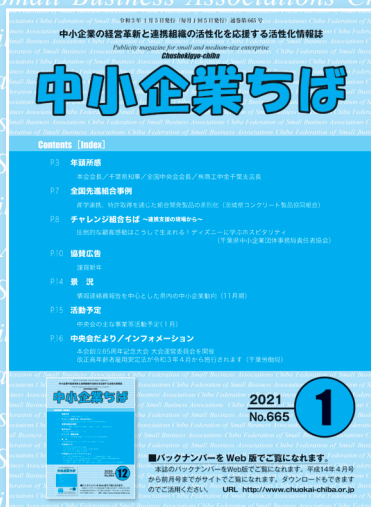
情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（12月期）

### P.12 中央会だより

本会創立65周年記念大会の表彰者のご紹介  
諸制度改正に伴う専門家派遣等事業に係る講習会を開催  
外国人技能実習制度適正化事業における適正化講習会を開催  
千葉県内商工3団体、新型コロナウイルス対策などを千葉県知事に要望

### P.14 インフォメーション

令和3年3月千葉県立高等学校新規卒業予定者の雇用の確保等についてのお願い（千葉県教育委員会）  
緊急事態宣言を踏まえた追加支援策のご案内（厚生労働省）  
新型コロナウイルスに関連したいじめ・嫌がらせ等に係るQ&Aについて（千葉労働局）



## ■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

## 中央会の主な事業等活動予定（2月）

令和3年1月14日現在

| 月日                 | 曜日 | 内 容                                    | 担当部署                     |
|--------------------|----|----------------------------------------|--------------------------|
| ■ 中小企業連携組織等支援事業    |    |                                        |                          |
| 2/ 1               | 月  | <u>連携組織活性化研究会</u><br>対象：企業組合情熱市原ワンハート  | 経営支援部<br>☎043・306・3282   |
| 2/ 4               | 木  | <u>組合等新分野開拓支援事業</u><br>対象：千葉県自動車整備商工組合 | 工業連携支援部<br>☎043・306・2427 |
| 2/10               | 水  | <u>連携組織活性化研究会</u><br>対象：千葉県火災共済協同組合    | 経営支援部                    |
| 2/25               | 木  | <u>連携組織活性化研究会</u><br>対象：企業組合労協船橋事業団    | 商業連携支援部<br>☎043・306・3284 |
| 2/26               | 金  | <u>連携組織活性化研究会</u><br>対象：柏市商店会連合会       |                          |
| ■ 組合等基盤強化事業        |    |                                        |                          |
| 2/10               | 水  | <u>令和２年度第２回官公需普及促進懇談会</u>              | 商業連携支援部                  |
| ■ 組合等の情報提供事業       |    |                                        |                          |
| 2/25               | 木  | <u>令和２年度情報連絡員会議</u>                    | 業務推進部<br>☎043・306・3283   |
| ■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業 |    |                                        |                          |
| 2/16               | 火  | <u>ふさの国商い倶楽部 幹事会・総会及び講習会</u>           | 商業連携支援部                  |
| ■ 団体支援事業           |    |                                        |                          |
| 2/ 1               | 月  | <u>令和２年度商業四団体合同新春講演会</u>               | 商業連携支援部                  |
| 2/16               | 火  | <u>千葉県中小企業団体事務局責任者協会 第14回通常総会</u>      | 経営支援部                    |

### 【令和2年12月28日公布・施行】

#### 行政手続の見直しに伴う中協法・中団法施行規則の一部改正

昨年12月28日、行政手続における押印手続の見直しに伴い、「中小企業等協同組合法施行規則」並びに「中小企業団体の組織に関する法律施行規則」の一部を改正する命令が公布・施行され、両法に定める各種申請書類等の様式が次のように改正されました。

#### 《改正点》

様式第一から様式第三十三まで及び様式第三十五から様式第四十三までの規定中「㊟」を削る。

#### 《経過措置》

旧様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

#### 《様式》

中小企業庁の下記サイトからダウンロードできます。

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/kumiai\\_sien.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/kumiai_sien.htm)

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

## 事業の概要

|         |                                        |             |     |
|---------|----------------------------------------|-------------|-----|
| 補助事業名   | 令和元年度連携組織活性化研究会                        |             |     |
| 対象組合等   | 千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合                       |             |     |
|         | ▼組合データ                                 |             |     |
|         | 理事長                                    | 篠原 正人       | 住 所 |
|         | 設 立                                    | 昭和 33 年 2 月 |     |
| テ ー マ   | 組合員                                    | 333 人       | 業 種 |
|         | 千葉県中央区富士見 2-3-1 塚本大千葉ビル 2 階            |             |     |
| 担 当 部 署 | 千葉県中小企業団体中央会 経営支援部 (Tel. 043-306-3283) |             |     |
| 専 門 家   | 株式会社ローカルカンパニー 代表取締役 伊藤 隆光 (中小企業診断士)    |             |     |

### 背景と目的

2019年7月、限定酒「特別純米 魚好（さかなずき）」は誕生した。千葉県の酒蔵による、千葉県産のお米を使用した、宿泊者限定のお酒は、2019年に千葉県を襲った台風、2020年から猛威を振るっている新型コロナウイルスの影響を受けながらも順調に出荷数を伸ばしている。



(特別純米 魚好)

当プロジェクトが立ち上がった2018年は二年後に開催される予定であった東京オリンピックの来客をもてなすためそれぞれに気合の入っている時期であった。組合への加盟施設は330軒あり、自前の漁船で本格的な釣りを体験できる宿、夕暮れの波音がムード満点なビーチリゾート、地元の新鮮なイワシを揚げ立てふわふわで提供する温かい女将が守る宿など、バラエティに富んでいる。個性豊かな組合員からは「千葉県を訪れ

た宿泊客をもてなすために何かできることはないだろうか？」といった声が叫ばれていた。旅行の楽しみの一つとして、現地の食を楽しむことが挙げられる。千葉県を訪れる旅行者においても例外ではなく、特に千葉の海から獲れる海産物に対する期待値は高くなっている。これまでも豊富な海の幸を提供してきたものの、さらに満足度を高めるために考えたアイデアが食と酒のコラボレーションだ。千葉県には約40の酒蔵があり、現地でしか楽しめない体験の提供を目的として、組合オリジナルの日本酒ブランド作りが立ち上がった。

### 事業の活動内容

#### ①コンセプト設計

オリジナルブランドの立ち上げとして最初に決めるべきことはコンセプトである。スパークリング、低アルコールなどトレンドの取り込みなどの意見が出たが、千葉県の強みである海の幸との相乗効果が期待できる「鮮魚と合わせるお酒」がコンセプトとなった。酒造りの条件としては、千葉県の酒蔵、千葉県の米、純米酒であることを

設定した。旨い酒であることは当然であるが、オーダーされないことには味わってもらうことは叶わない。旅行者にとって価値のあるものとして、「千葉県を訪れて千葉の酒と魚を楽しむ」というストーリーを訴求したかったからだ。

#### ②コンセプトに合う日本酒のテイasting

日本酒の選定では条件に合う日本酒を約10種類用意し、プロジェクトメンバー全員で銘柄を隠したブラインドテイastingを行った。



(ブラインドテイastingの様子)

通常のテイastingでは日本酒単体で実施するが、今回は鮮魚との相性の良さが重要であった

め、実際に鮮魚との食べ合わせを実施した。また、酒の流通では帳合性による独自の商習慣があるため、流通の容易性についても精査するポイントとなった。

## ③ネーミング公募とデザインの選定

日本酒のネーミングについては当組合に募集を行った。公募の実施には2つの理由がある。1つ目は色々なアイデアを集めたかった点、2つ目は、組合員に対する事前告知と巻き込みである。本プロジェクトによる販売者は当組合員であるため、プロジェクトに参加してもらったことで一緒に作り上げる感覚を持ってもらうことを期待していた。

ラベルデザインについては、魚が好きで人に飲んでももらいたいという意味を持った「魚好」というネーミングを採用した。カラーリングにゴールドを採用し、組合員が高価格帯で販売することが可能になるようにと高級感を演出した。

## ④完成製品のお披露目・クラウドファンディングやプレスリリースによる広報活動の実施

実際に販売を行って見た顧客の反応や、経営の観点でのメリット



(パネルディスカッションの様子)

完成したのは2019年5月だった。商品の販売促進としては大きく分けて、組合員向け、一般消費者向けの2つに分けて取り組みを行った。組合員向けの取り組みとして、会報誌での告知、会合でプレゼン、2箱目無料進呈キャンペーン、日本酒提案セミナーの実施、販促物の充実などである。

日本酒提案セミナーでは実際に飲食店や宿泊施設で行っている提供方法のレクチャーや、実際に魚好の販売を行っているホテルの担当者へのパネルディスカッションを実施した。

を確認することができ、参加者の多くから新規の受注を獲得することが可能となった。

また、宿泊施設ですぐに提供できるようにメニューブックなどを豊富に用意した。これにより、新メニュー採用における手間を軽減することが可能となった。



(豊富な販促グッズ)

一般消費者向けの取り組みとしては、イベントへの参加、千葉テレビへの出演、日経新聞や千葉日報などへのプレスリリース、クラウドファンディングなどを実施した。取り上げられた要因としては、商品のストーリー作りが明確であったことが要因であった。

## 事業の成果

台風やコロナウイルスの影響は受けたものの、取扱施設数は約40前後となっており、主に県外からの旅行者を中心に非常に高い評価

を頂戴している。日常的に飲酒習慣がない宿泊客がオーダーするなど、潜在的な需要の掘り起こしを行うことができた。また、市場に一般流通している商品ではないため、価格設定の自由度が高い。宿泊施設側としても高利益商材として前向きに採用することができた。

## 今後の事業展開・展望

今回の取り組みを通して、体験型の消費に対する潜在的な需要が高いことが明らかになった。東京オリンピックに向けた取り組みの一環としてスタートしたプロジェクトであったが、取り扱っている組合員からは新商品に対する要望を頂戴している。千葉県県の強みを生かし、ストーリー性のあるブランドを立ち上げることが重要だ。生産者、販売者、旅行者の3者にとってメリットのある、第2弾の取り組みも十分に期待できると考えている。

(中小企業診断士 伊藤隆光)

テーマ

社会貢献・SDGs

## SDGsを活用した自立・循環型地域経済モデルの確立

### 丸重製紙企業組合

**目的・目標から逆算的に実行策を考えていく「ビジョン経営」を実践することができていた。そのため、意思決定がスピーディーかつ的確で、事業全体に推進力を与えている。**

#### 背景・目的

近年、洋紙（パルプ）や石油製品の消費拡大により、和紙の需要は減少傾向にある。また、美濃和紙の産地として知られる美濃市は、少子高齢化による地域経済の衰退という問題を抱えていた。当組合では、これらの問題解決へ取り組みべく「美濃と和紙を元にする」をスローガンに掲げて、新たな活動を始めた。

#### 取り組みの手法と内容

「美濃と和紙を元気にする」取り組みとして、はじめに、SNS（フェイスブック）を使って、自社・地域の情報を発信することに着手

した。事業者の減少が進む和紙業界において、積極的なPRの重要性を認識していたためである。この取り組みによって、消費者・同業者などにつながることで、消費者ニーズ・商流といった情報収集が可能となった。また、より直接的にPRすることを目的に、工場見学を開始した。反響は大きく、新たな顧客層の開拓につながると共に、「自社を観光地としてPRする」という着想につながっていった。

この着想を元に、美濃市内での利益循環を目指して、地元企業等との共同出資により地域電力会社である「みの市民エネルギー株式会社」を設立した。平成29年に美濃市での電力販売をスタートさせ、契約者数を順調に伸ばしている。また、美濃の観光地を盛り上げるため、古民家再生事業を中心とした街づくりに取り組み「みのまちや株式会社」を企業との共同出資により設立した。その後、宿

泊施設である「NIPPONIA美濃商家町」と、組合直営の和紙専門店の「Washi-nary」を開業させ、美濃市の観光業の一翼を担うまでとなった。

組合のPR・情報発信だけに留まらず、企業との連携により地域の振興にも携わることで、結果的に美濃地域における組合の認知度や地位向上につながっていった。

#### 成果とその要因

次々と新たな事業・活動に着手できた理由は、「美濃と和紙を元気にする」という明確な目標があったからである。この目標にS



NIPPONIA美濃商家町の外観



Washi-naryの内観

#### 丸重製紙企業組合

住所：〒501-3784

岐阜県美濃市

御手洗464番地

設立：昭和26年2月

出資金：10,000千円

URL：<http://www.marujyu-mino.com/company>

業種：和紙製造業

組合員：10人

## 組合 Q & A

出席理事の一部が承認捺印しなかった場合の理事会議事録の取扱いについて

「Q」中協法第36条の7第1項により、理事会の議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事及び監事がこれに署名し、または記名押印しなければならぬとされていますが、出席理事の一部が議事録不承認であるとして、署名または記名押印をしない場合、議事録の取扱いはどうなるのですか？

「A」当該議事録の内容が事実と反していない限り、理事会の議事の証拠となります。

出席理事及び監事の署名または記名押印は、記載された内容が事実と相違ないことを証明するためのものであります。出席理事及び監事の何人かの署名または記名押印がないからといって、その議事録が直ちに意味を失うものではなく、当該議事録の内容が事実と反していない限り、理事会の議事の証拠となるものと解します。したがって、理由なく署名または記名押印を拒否する理事及び監事がいる場合

は、不承認理事の署名のない議事録の作成をもって法律上の議事録は作成されたものとみなします。

なお、出席理事及び監事は議事録が事実と反しない限り署名または記名押印を拒否するべきものではなく、もし理由なく署名または記名押印を拒否した場合には、中協法第36条の3（役員の職務及び権限等）に違反することとなります。

◎『中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）』より転載

## 労務問題 Q & A

職場での嫌がらせ、採用内定取り消し、解雇・雇止めなど

〈労働条件の変更について〉

「Q」労働者の労働条件（労働契約の内容）を変更する場合はどのような対応が必要でしょうか。

「A」労働契約の内容である労働条件を変更するには、原則として労働者との合意が必要です（労働契約法第3条及び第8条）。

また、就業規則の見直しにより労働条件を変更する場合にも、労働者の合意を得ない限り、一方的に就業規則を変更して、労働者の不利益に労働条件を変更すること

はできません（労働契約法第9条）。

ただし、次の要件を満たせば、就業規則の変更によって労働条件（労働契約において、就業規則の変更によつては変更されない労働条件として合意していた部分を除く）を変更することができます（労働契約法第10条）。

①その変更が、以下の事情などに照らして合理的であること。

- ・労働者の受ける不利益の程度
- ・労働条件の変更の必要性
- ・変更後の就業規則の内容の相当性
- ・労働組合等との交渉の状況

②労働者に変更後の就業規則を周知させること。

加えて、就業規則の作成や変更にあたっては、事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければなりません（労働基準法第90条）。

なお、労働基準法や労働契約法など、労働関係法令にかかる御質問や御相談については、最寄りの労働局・労働基準監督署のほか、「新型コロナウイルス感染症に

関する特別労働相談窓口」や、「労働条件相談はっとライン（0120-811-610）」などもご利用いただけます。

なお、千葉県内の新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談窓口は左記になります。

千葉労働局雇用環境・均等室（総合労働相談コーナー）

☎ 043・221・2303

千葉労働局職業安定部職業対策課  
※事業所の雇用調整助成金（休業）に関する相談

☎ 043・221・4393

開設時間は、両方ともに  
午前8時30分～午後5時15分  
（土日・祝日除く）

◎厚生労働省HP（新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け））より転載



本会では、中小企業庁から標記事業の委託を受けた全国中小企業団体中央会の地域事務局として、本事業の事務を行っています。

このコーナーでは、当該補助事業に取り組んだ事業者（過去に千葉県地域事務局において採択された県内の中小企業・小規模事業者）にスポットを当て、補助事業実施後の事業展開や成果状況等についてご紹介します。



| 事業類型 | 一般型 設備投資のみ | ものづくり技術との関連性 | 精密加工 |
|------|------------|--------------|------|
| 対象類型 | ものづくり技術    |              |      |

## 有限会社高橋製作所（市川市）

事業テーマ

高性能ワイヤー放電加工機導入による精密プレス金型の製造工程改革

本事業への取組みの経緯・目的

当社はプレス用金型製作を主体としており、プレス加工現場の加工費のコストダウンに配慮した金型作りを重要視し、多くの取引先の皆様よりその高い品質の評価を頂き、事業を拡大させてきました。しかし、熟練技術者の暗黙知に依る製造技術や属人的で標準化されていない生産プロセスゆえの生産性の低さによるコスト高は課題でありました。

本事業において、加工プログラムの開発と最新鋭の設備導入により、生産プロセスの高度化に取り組むことで、暗黙知の形式知化、加工精度の向上や製品の長寿命化、加工時間の短縮によるコストの低減を図り、競争力強化に繋がります。

### 実施内容

生産プロセスの高度化の取り組みとして、ワイヤー放電加工機の導入と、加工プログラムの開発を行いました。

（１）最新鋭のワイヤー放電加工機の導入  
現有設備ではスペックの限界のため達成できない面粗さを、最新鋭のワイヤー放電加工機の導入により達成致します。



導入した最新鋭のワイヤー放電加工機

最新設備のため、職人が手作業で仕上げていた時と比べ、仕上りのバラツキの解消や、加工時間の25%以上の短縮、ワイヤー消費量の15%の削減が可能となります。また、省人化された分、人員を他部門（フライス加工や組立て作業等）に振り分けることができ、労働生産性の向上が見込まれます。

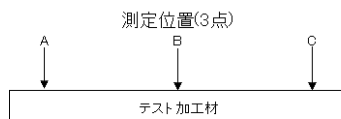
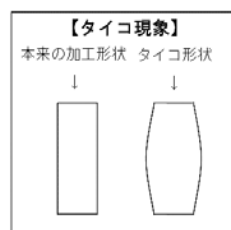
（２）加工条件の開発

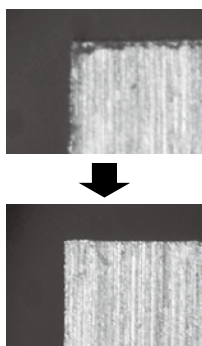
①ワイヤーのたわみを抑制する最適な加工条件の開発

ワイヤー放電加工では、正規の軌道を描いていても実際に加工しているワイヤーの位置は放電反発力によりたわみが生じてしまい、「ダレ」が生じるという課題がありました。「ダレ」の発生は、製品精度に大きく関わり、修正時間も必要

テスト加工期間 H26.11.18～26

| 加工機    | テスト加工材        | 測定方法       | ねらい置      | 測定値(単位mm) |        |        | 測定日       |
|--------|---------------|------------|-----------|-----------|--------|--------|-----------|
|        |               |            |           | A         | B      | C      |           |
| 本加工機   | SKD-11 t=87mm | 二次元デジタル測定器 | 10mm×10mm | 10.000    | 10.001 | 10.001 | H26.11.28 |
| 本加工機   | SKD-11 t=87mm | 二次元デジタル測定器 | 10mm×10mm | 10.001    | 10.001 | 10.002 | H26.11.28 |
| 弊社既存機械 | SKD-11 t=87mm | 二次元デジタル測定器 | 10mm×10mm | 10.021    | 10.028 | 10.002 | H26.11.27 |
| 弊社既存機械 | SKD-11 t=87mm | 二次元デジタル測定器 | 10mm×10mm | 10.014    | 10.022 | 10.012 | H26.11.27 |





角がダレてしまっていたが、きれいな角ができるようになりました。

## 事業実施の成果

### (1) ①ダレについて

ダレが生じてしまうことから、当社で製造ができなかった依頼に対して応えられるようになりました。特に、これまで取引の少なかった高精度が要求される医療関連のニーズをとらえることができ、受注額は増加傾向にあります。

### ②タイコについて

事業取組の以前は、生じてしまっていたタイコ形状を二次加工にて補正していましたが、この問題を最適な加工条件の開発により抑えることができ、二次加工が不要となった結果、リードタイムの短縮やコストの低減が可能となりました。

### (2) 面粗さについて

最大35%の加工時間の短縮となり、加工面精度は倍近く改善されました。

以上の成果による生産プロセスの高度化により、加工の精度が上がったことで、金型の寿命を15〜20倍と延ばすことが可能となりました。また、取引先からの信用が上がり、競争優位性を得て、同業他社との差別化ができたと認識しています。

事業開始前の目的であった、暗黙知の形式知化、加工精度の向上や製品の長寿命化、加工時間の短縮によるコストの低減は達成でき、今回の事業により当社の競争力強化に繋がれていると考えています。

### その結果、事業実

施後3期連続増収増益の結果となり、営業利益率については4ポイント向上するなどの成果がみられ、従業員3名の新規雇用や賃上げに取り組むことができました。右の写真は、本機で制作した営業用サンプルです。



t 30 × 100 × 100  
2nd カット クリアランス 5 μ

## 今後の展望

今回の、「ものづくり補助金」による

取組み・経験を活かし、今後更なる精度向上や生産性向上、また製品の長寿命化による高品質化、低コスト化が実現できると考えています。海外の企業の技術力が向上する中で、海外企業はもとより、同業他社に対しても競争優位を得られるよう、積極的に生産プロセスの高度化や最新の設備の導入に取り組み、更なる労働生産性の向上や受注拡大を目指します。

## 社長・担当者から一言

### 社長 高橋 正二

金型産業は、熟練工の経験と勘にたよる技能労働集約的な加工産業としての要素が強く、当社も例外ではありませんでした。大きな設備投資が難しい中、協力会社や専門家の支援のもと、生産プロセスの高度化に取り組み、生

産体制の標準化や効率化、労働生産性の向上といった成果を出すことができました。今後とも、積極的な受注活動と、高い品質を安定的に提供することで、当社の成長に繋がっていきたいと考えております。

### 担当者 高橋 正英

今回、ものづくり補助金を申請するにあたっては、千葉県産業振興センターの担当者の方々、補助事業を遂行完了するにあたっては、千葉県中小企業団体中央会の担当の方々に、色々と相談に乗っていただき、アドバイスを受けて本事業を完了する事ができました。

皆様方に感謝しつつ、今回導入することができた高性能ワイヤー放電加工機の性能をより引き出し、会社全体の売上に繋がるよう、これからも努力していきます。

| 企業データ   |                                                                                           |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な事業・業種 | 生産用機械器具製造業                                                                                |
| 得意分野    | プレス用金型設計製作                                                                                |
| 所在地     | [本社]<br>〒270-0832<br>千葉県市川市曾谷 4-30-15<br>[事業実施場所]<br>〒270-6611<br>千葉県松戸市松飛台中原 402-6       |
| TEL     | [本社]<br>047-372-0096<br>[事業実施場所]<br>047-389-6611                                          |
| FAX     | [本社]<br>047-372-0096<br>[事業実施場所]<br>047-389-6612                                          |
| URL     | <a href="http://www.takahashiss.com/index.html">http://www.takahashiss.com/index.html</a> |
| E-mail  | p-kanagata@takahashiss.com                                                                |
| 設立      | 昭和35年1月9日                                                                                 |
| 代表者     | 代表取締役 高橋正二                                                                                |
| 従業員数    | 12名                                                                                       |
| 資本金     | 500万円                                                                                     |

情報連絡員報告を中心とした

## 県内の中小企業動向

令和2年12月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要  
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。

（「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数）

## 前月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は6のまま変化なし。「減少した」業種は5から8に増加。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は4から15に増加。「減少した」業種は9から4に減少。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は2から5に増加。「悪化した」業種は14から11に減少。

## 前年同月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は4のまま変化なし。「減少した」業種は12から11に減少。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は4から2に減少。「減少した」業種は21から22に増加。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は3から2に減少。「悪化した」業種は31から25に減少。

## 製造業

■しよ油・食用アミノ酸製造【県内全域】

しよ油の売上は、コロナ禍により、巣ごもり需要が拡大したため、家庭用市場は好調であった。しかし、当組合員企業の主力商品である業務用しよ油が極度の不振であった。

## ■漬物製造

【県内全域】

コロナ禍の影響により、漬物の売上が減少した。

## ■酒類製造

【県内全域】

コロナ禍の影響により、売上が前年同月比で減少となった。また、東京への営業自粛を続けているため、引き続き厳しい状況である。

## ■繊維工業

【県内全域】

帆布製品の受注の減少が続いている。

## ■木材・木製品製造

【県内全域】

外材の輸入量が減少しているため、外材に品薄感が出てきた。

## ■製材

【木更津】

ロシアから木材が入荷したことで、在庫が増加した。

## ■印刷

【県内全域】

印刷業界の先々を心配している。県下の同業者の仕事内容や関連会社の営業活動の場所が低下しつつあるように思う。

## ■電気めっき

【県内全域】

業界の景況は、取扱品目により、売上の差が出ている。

## ■鉄工

【千葉】

業種によってバラツキはあるが、新型コロナウイルスの影響による売上・受注減は徐々に回復基調にある。年末年始の休日を増やして稼働日数の調整を行う組合員企業が多い。

## ■機械部品製造

【野田】

業界によってはつきりと差が出てきている。半導体関係は好調だが、鍛造、住宅用機器等は依然として低調。

## ■機械部品製造

【流山】

新型コロナウイルス感染症の影響があり、特に一部の業種は引き続き景況が悪いようである。

## ■機械部品製造

【柏】

自動車・半導体業界は売上の増加。コロナ禍により、人材・設備投資は難しい。

## ■金属製品製造

【船橋】

工業製品の生産台数は回復傾向にあるが、需要に片寄りが見られる。

## ■採石

【県内全域】

東京都港湾局発注の新海面処分場Dブロックへの石材出荷量は月

により波があり、前月を下回り、前年同月比では減少となった。また、12月までの全体の出荷量は上半期が良かったため前年同月比で101%の状況である。

#### 【土砂採取】

【県内全域】

特段の変化はないが、コロナ第3波ということで猛威を振るってきているので、今後の動向次第で変化があると思われる。

#### 非製造業

#### 【総合卸売】

【千葉県・東京都】

組合員総じて既往取引先の売上が減少しており、新規開拓先拡充により補填を図るが、全体としては減収となっており、景況感は悪化している。また、金融機関からのコロナ対応借入により、手元資金の手当てを行っている組合員が多く、当面の資金繰りについては問題ない状況となっている。

#### 【青果卸売】

【千葉市】

前月からの青果物の単価安が続き、売上が落ち込んだ。また、年末商戦が薄れ、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、厳しい状況が続いている。

#### 【自動車解体】

【県内全域】

中国のスクラップの輸入政策が年明けに変更される見通しがあ

り、12月に入り、価格が急上昇した。また、廃車の発生は年末であるが、多くなく、スクラップ価格の上昇により、仕入れ価格が上昇することへの警戒感がある。

#### 【乾物卸売】

【県内全域】

海苔の販売が低調に推移している。特に、コロナ禍により対面販売が影響を受けている。組合員の販売低調を受け、資材の購買事業の売上が減少している。

#### 【卸売】

【茂原】

コロナ禍により、飲食店の売上が減少。関連する業者の売上也減少している。

#### 【小売】

【柏】

年末のため、売上は前月比に比べ、上昇している。

#### 【電気機器小売】

【県内全域】

電化製品の買換えが好調で、コロナの影響を受けなかった。

#### 【青果小売】

【千葉市】

ここ数年で最悪の年末であった。青果物の価格も安く、業務用の売上は不調となった。

#### 【中古車仕入・販売】

【県内全域】

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されるので、組合員へ周知を開始した。

#### 【小売】

【東金】

新型コロナウイルス感染症の影響が続いているため、密を避け消費が伸びない。食品関連は少しずつ回復してきている。その他の業種は、まだまだの状態が続いている。特にサービス関連はかなり深刻な状況になってきている。

#### 【小売】

【野田】

飲食店の客数が回復しない。コロナ禍が収まるまで、厳しい状況が続くそうだ。

#### 【小売・サービス】

【柏】

この12月は今までに経験の無い師走であった。一部の業種を除いて11月より悪いという結果が出てしまった。何しろ来街者が全く少なく何しろ当商店会が高齢者に頼る率が高いので、コロナの影響をもろに受けてしまった感が強い。11月の中旬よりその傾向が強くなり、結果11月より数字を落としてしまった業種が多々あった。

#### 【建設揚重】

【県内全域】

前月同様、停滞状況が続いており、業者間の温度差が出ている。

#### 【一般廃棄物処理】

【千葉市】

前月、前年同月比の売上は不変であったが、コロナ禍の影響により、12月の引越ゴミの依頼が多く

あった。また、業界の景況は前年同月比が好転となったが、各社の効率の良い対応をした結果である。

#### 【土木建築サービス】

【県内全域】

例年、理事が手分けして県内15土木事務所を訪問（道路台帳関係の営業活動）しているが、相応の成果（実績）が出てきており、更に深掘りすることとしている。

#### 【警備】

【県内全域】

千葉県内で鳥インフルエンザが発生したことに伴い、養鶏場の警備の受注に向けて動いている。

#### 【ソフトウェア】

【県内全域】

システム開発の受注はひとまず復調したが、今年のプランは不透明である。

#### 【貨物運送】

【野田市】

本来年末需要で売上が上昇するのに今年は減少してしまっている。コロナ感染が高止まりして自粛ムードが高まっている。

#### 【輸出入】

【県内全域】

依然として、12月は新型コロナウイルスの影響から成田空港店舗の運営は休業延長の状態であった。

## **本会創立65周年記念大会の 受賞者のご紹介**

令和3年1月22日(金)、千葉市内で開催を予定しておりました本会創立65周年記念大会ですが、新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかからない中、本県も対象地域となる緊急事態宣言が再度発出されたことに鑑み、誠に残念ですが、やむなく開催を中止いたしました。

ご出席を予定していただいた皆様には大変ご迷惑をお掛けすることとなり申し訳ございませんでした。このたびの事情をご賢察の上、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

大会にプログラムしていた表彰式の実現は叶いませんでしたが、組合運営が特に優良と認められる組合をはじめ、積極的な組織活動を通じて中小企業振興や地域経済活動などに貢献された功労者等を以下にご紹介いたします(敬称略)。  
 受賞者の皆様、関係者の皆様、おめでとうございます。

### **関東経済産業局長表彰**

#### **【優良組合】**

▽長生郡市管工事協(内山邦俊)  
**【組合功労者】**

▽上野宏幸(千葉青果商業協)

#### **千葉県知事表彰**

#### **【優良組合】**

▽千葉市廃棄物リサイクル事業協(飯田俊夫) ▽千葉防食ライニング工事業協(川野稔) ▽協八千代トラックセンター(日下部良夫)

#### **【組合功労者】**

▽菊地憲悦(流山工業団地協) ▽窪田賢三(千葉県味噌工業協) ▽千崎悟之(千葉県中古自動車販売商工組合) ▽秋葉邦男(千葉県自動車整備商工組合) ▽栗原宏(千葉県鉄骨工業会) ▽關秀一(沼南廃棄物処理(協業)) ▽蛭原勝博(柏市再生資源事業(協業)) ▽高野昌明(船橋市有価物回収協) ▽米澤伸一(八千代資源回収事業協) ▽渡邊昇(木更津鮮魚商協) ▽米澤正明(千葉県医薬品小売商業組合) ▽須藤勉(八街駅南口商店街振興) ▽吉田等(千葉市造園緑化協) ▽佐藤浩昭(千葉県クリーン建設重機協)

#### **全国中小企業団体中央会会長表彰**

#### **【優良組合】**

▽習志野市造園工事業協(芦田松昭)

#### **【優良組合青年部】**

▽茂原卸商業団地青年経営研究会

#### **【組合功労者】**

▽花嶋実(千葉県税理士協) ▽斉木浩(千葉県中央電気工事業協) ▽鳥羽敏彦(臼井ショッピングセンター協) ▽石川道子(企あさみ)

#### **千葉県中小企業団体中央会会長表彰**

#### **【優良組合】**

▽船橋市管工事業協(古橋久治) ▽市原書店協(福田拓志) ▽市川造園建設業協(白田廣行) ▽企房州の家(大橋輝巳)

#### **【優良組合青年部】**

▽協千葉電設協会青年部

#### **【組合功労者】**

▽篠田達二(袖ヶ浦市測量設計業協) ▽高野宏文(千葉県柏電気工事工業協) ▽小川一弘(関東トラックモニタリング協) ▽岸本英則(鴨川市管工事業協) ▽永嶋英勝(船橋市一般廃棄物協) ▽君塚浩一(協一宮スタンプ会) ▽風澤俊一(柏駅前通り商店街(振興)) ▽八代茂樹(鴨川鮮魚商協) ▽林新二郎(ユーカーが丘商店街(振興)) ▽内山邦俊(長生郡市管工事協) ▽万崎英正(市原市塗装協) ▽逆井喜一(県北建設業協) ▽吉岡昭(山武郡市建設業協) ▽嶋田陽子(ナチュラ

ルボデイ(企) ▽亀山直人(千葉学習塾協) ▽戸澤優之(高滝湖観光(企))

#### **【組合事務局優良専従職員】**

▽広瀬芳之丞(千葉総合ビルメンテナンス協) ▽鶴澤優子(茂原青果商業協) ▽齋藤由佳(小金原中央商店街(振興)) ▽高村尚貴(千葉県火災共済協) ▽渋谷薫(交栄個人タクシー協) ▽大木則和(香取トラック協) ▽齊藤修一郎(協船橋トラックセンター)

#### **【永年勤続者】**

▽吉田光之(三井電気精機株) ▽野田工業団地協 ▽伊藤英之(有ヨシダ商会) ▽野田工業団地協 ▽深田正行(日本アトマイズ加工株) ▽野田工業団地協 ▽武藤宏行(株藤井製作所) ▽柏市工業団地協 ▽千葉正光(株遠藤製作所) ▽柏市工業団地協 ▽井上治子(中央ばね工業株) ▽柏市工業団地協 ▽山下裕子(昭和プラスチック株) ▽柏市工業団地協 ▽藤代高衛(有ささや) ▽千葉県菓子工業組合 ▽相澤博和(株ビックワンオート) ▽千葉県自動車車体整備協 ▽木村勝彦(株川島屋) ▽千葉県学校給食パン・米飯協 ▽中野淳(株サン・クリーサービス) ▽千葉市再資源化事業

(協)▽師橋憲子(株)サン・クリ  
ンサービス/千葉市再資源化事業  
(協)▽清水雄二(有)山崎清八商店  
/千葉県米穀小売商業組合



▲千葉県中央会 創立65周年記念誌

### 諸制度改正に伴う専門家派遣 等事業に係る講習会を開催

本会は1月20日(水)、千葉市内において、令和2年度 諸制度改正に伴う専門家派遣等事業に係る講習会をオンラインで開催した。

今回は、「今すぐ備えるインボイス! ウィズコロナを生き抜く消費  
税対策と税制改正への対応」と題  
し、公認会計士・税理士の金子尚  
貴氏にご講演いただいた。

内容は大きく3点に分けられ、  
本年10月から登録申請が始まる  
「インボイス制度」をはじめ、コ  
ロナ関連税制のおさらい、令和3年  
度税制改正について、それぞれ詳  
しくご説明いただいた。

### 外国人技能実習制度適正化事業 における適正化講習会を開催

本会は1月19日(火)、千葉市内において、令和2年度外国人技能実習制度適正化事業における適正化講習会を開催した。

本講習会は、平成27年度から継続して開催しているもので、外国人技能実習生共同受入事業を行う組合(監理団体)及び組合員企業(実習実施者)における制度運用の適正化や課題解決等の一助となることを目指している。

当日は、2部構成による講義が行われ、各テーマ及び講演者は次のとおりであった。

- ①外国人技能実習制度の現状・動向と監理団体の適正運営について  
(外国人技能実習機構 部長 鈴木伸宏氏)
- ②監理団体における適正な運営と労務管理について  
(コスモポリタンインターナショナル)

ルHRソリューションズ 特定社会保険労務士 永井知子氏)



▲外国人技能実習制度適正化講習会の一コマ  
(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用、対人距離の確保、十分な換気等を徹底して行われた。)

### 県内商工3団体 新型コロナウイルス対策などを 千葉県知事に要望

千葉県内の商工3団体(一般社団法人千葉県商工会議所連合会、千葉県商工会連合会及び本会)は12月21日(月)、千葉県庁を訪れ、新型コロナウイルス対策などを千葉県知事に要望した。

新型コロナウイルスの感染拡大による移動制限、営業自粛などにより、県内の中小企業・小規模事

業者の経営は大打撃を受けている。国、県等により、感染防止対策、事業者支援などが行われているところであるが、経営状況については回復・安定化するまでには至っておらず、今回の動きとなった。

### 【要望事項の具体的な内容】

コロナの早期収束と支援策の継続・拡充、その他、一昨年の台風被害からの復旧・復興、従来から課題となっている人手不足・後継者不足対策、さらには、東京2020オリンピック・パラリンピックの成功と県内経済への波及、成田国際空港の機能強化による県内経済の活性化、東京湾アクアラインの料金引下げの継続、県内道路網の整備など。



▲(左から) (一社)千葉県商工会議所連合会 宮島専務理事、本会 平会長、森田千葉県知事、千葉県商工会連合会 和泉会長

## 令和3年3月千葉県立高等学校新規卒業予定者の 雇用の確保等についてお願い

日頃から、千葉県の教育活動について格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、高校生の就職選考が1か月遅れて10月16日からとなりました。また、企業見学が実施できない状況やオンラインによる選考が行われるなど、高校生の就職活動に大きな変化のある年となっています。

千葉県の高等学校新規卒業予定者の求人倍率については、平成24年から増加傾向にありましたが、今年度は令和元年度の2.18倍から1.78倍へと減少に転じております。

こうした状況の中で、現在も就職活動を続けている生徒は、卒業までに残された僅かな時間の中で、学習活動に励みながら、進路決定に向けて企業選択や面接練習などに努力を重ねているところです。

県教育委員会としても、現在の企業を取り巻く環境が、極めて厳しい状態が続いていることは十分認識しているところでございますが、前途ある若者の将来のためにも、高等学校新規卒業予定者の雇用の確保等に向けて、皆様には、下記事項につきまして御理解を賜り、御協力をお願い申し上げます。

記

### 1 雇用の確保

高等学校新規卒業予定者に対し、中長期的な視点に立った採用活動を進めていただき、雇用の確保に努めてくださいますようお願いいたします。

### 2 採用内定取消し及び入職時期の繰下げの防止

採用内定取消し及び入職時期の繰下げを防止するため、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講ずるようお願いいたします。

### 3 採用活動における機会の多様化

高等学校新規卒業予定者が十分な就職活動が行えるようインターネット等を活用して説明会や面接を実施するなど、十分な情報発信を行い、一層の応募機会の提供をお願いいたします。

貴社の益々の御発展と貴社の御健勝を御祈念申し上げます。

令和2年12月

事業主各位

千葉県教育長 澤川 和宏  
(公印省略)

## 緊急事態宣言を踏まえた追加支援策のご案内

令和3年1月22日

厚生労働省では、緊急事態宣言を踏まえた追加的な支援策として、以下の措置を講じておりますのでご案内いたします。なお、「生活を支えるための支援」をまとめたリーフレットも引き続き更新しております。ご活用ください。

### 感染防止や夜間営業の制限などで仕事が減少し、休業で対応する場合

※短時間休業の場合や、シフト制、日々雇用等の方でも、仕事が無くなった日にも雇用関係が継続するなど、要件を満たせばそれぞれの措置の対象となります

#### ● 雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症特例

事業主が労働者に支払った休業手当等について以下の助成（助成額日額上限：15000円）

- ・中小企業 4/5（解雇等を行わない場合 10/10）
- ・大企業 2/3（解雇等を行わない場合 3/4）

緊急事態宣言対象地域の知事の要請を受けて営業時間の短縮に協力する飲食店等に対しては、雇用調整助成金の特例措置に係る大企業の助成率を最大10/10に引き上げます。また、生産指標が前年又は前々年同期と比べ、3か月で30%以上減少した全国の大企業についても助成率を最大10/10に引き上げる予定です。

※緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで現行措置を延長する予定です。

新

#### ● 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

中小企業の労働者で休業手当の支払を受けられなかった場合、休業前賃金の80%（給付額日額上限：11000円）

※緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで現行措置を延長する予定です。

新

### 夜間営業の制限など仕事が無くなるなどにより生活費にお困りの場合

#### ● 緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

休業等により一時的な資金が必要な方及び失業等により生活の立て直しが必要な方への貸付を実施。

- ・緊急小口資金：20万円（上限）
  - ・総合支援資金：20万円（注）／月×3か月＝60万円（上限）＊日常生活の維持が困難な場合、3か月以内の延長貸付あり
- （注）2人以上世帯の場合。単身世帯の場合は15万円。

※令和4年3月末以前に返済時期が到来する予定の貸付について、引き続き経済が厳しい状況等を踏まえ、返済の開始時期を令和4年3月末まで延長します。

新

#### ● 住居確保給付金（家賃）

休業等に伴う収入減少等により住居を失うおそれのある方等に対して、家賃相当額を原則3か月（最長9か月（令和2年度中に新規申請した方は最長12か月））支給。（支給上限：住宅扶助特別基準額）

※令和3年3月末までの間、住居確保給付金の支給が一旦終了した方に対して、3か月間の再支給を可能とする予定です。（2月上旬）

新

## 新型コロナウイルスに関連したいじめ・嫌がらせ等に係るQ & Aについて

☞ 厚生労働省の新型コロナウイルス感染症特設ページに追加されております（千葉労働局からのお知らせ）

“厚生労働省” “新型コロナウイルスに関するQ & A” “企業の方向け” 又は “労働者の方向け” で検索 🔍

新型コロナウイルスに関連したいじめ・嫌がらせ等が職場で生じているとの声があることを踏まえ、例えば、過去に新型コロナウイルスに感染したことを理由として、人格を否定するような言動を行うこと等は、職場におけるパワーハラスメントに該当する場合があります旨、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症特設ページのQ & A（企業の方向け）に追加されていますので、以下にその一例をご紹介します。また、労働者の方向けのQ & Aも作成されておりますので、併せてご確認ください。

### 【厚生労働省HP】

＜新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）＞ 10 その他 問1

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)

＜新型コロナウイルスに関するQ & A（労働者の方向け）＞ 7 その他 問14

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html)

＜職場におけるパワーハラスメントとは＞

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000635337.pdf>

### ▼Q & Aの一例【企業の方向け】

Q. 職場において、新型コロナウイルスに関連したいじめ・嫌がらせ等が起きた場合には、どのように対応したらよいでしょうか。また、そのような事態を未然に防ぐために、どのようなことをすべきでしょうか。

A. 新型コロナウイルスに関連したいじめ・嫌がらせ等は、あってはならないものです。

例えば、過去に新型コロナウイルスに感染したことを理由として、人格を否定するような言動を行うこと、一人の労働者に対して同僚が集団で無視をし職場で孤立させること等は、職場におけるパワーハラスメントに該当する場合があります。職場におけるパワーハラスメントに関しては、改正労働施策総合推進法により、その防止のために事業主において雇用管理上の措置を講じることが求められています。

具体的には、相談窓口をあらかじめ定め労働者に周知することや事実関係を迅速かつ正確に把握し、適正な措置を行うこと等が必要です（令和2年6月1日施行。中小事業主は令和4年3月31日までは努力義務。）。また、事業主に相談したこと等を理由とする不利益取扱いも禁止されていますので、ご注意ください（相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止は、規模にかかわらず、全ての事業主が対象となります）。これらの措置義務に違反した場合には、都道府県労働局において行政指導（助言・指導・勧告等）を行うこととなります。

なお、事業主自らも、パワーハラスメント問題に対する関心と理解を深め、労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。）に対する言動に必要な注意を払うよう努める必要があります。

新型コロナウイルスに関連したいじめ・嫌がらせ等が行われることのないよう、労働者への周知・啓発を徹底し、適切な相談対応等を行っていただくことなどにより、職場環境の改善を行っていただきますようお願いします。

### ▼Q & Aの一例【（参考）労働者の方向け】

Q. 職場において、新型コロナウイルスに関連したいじめ・嫌がらせ等を受けて困っています。どこに相談したらよいでしょうか。

A. 新型コロナウイルスに関連したいじめ・嫌がらせ等は、あってはならないものです。

例えば、過去に新型コロナウイルスに感染したことを理由として、人格を否定するような言動を行うこと、一人の労働者に対して同僚が集団で無視をし職場で孤立させること等は、職場におけるパワーハラスメントに該当する場合があります。

新型コロナウイルスに関連した上記のような職場のトラブルがある場合には、まずは職場の相談窓口にご相談ください。企業内に相談窓口が設置されていない場合あるいは職場内の相談窓口に相談したが対応してくれない、相談しにくいといった場合には、各都道府県労働局等に設置されている総合労働相談コーナーにご相談ください。

＜総合労働相談コーナー（厚生労働省HP）＞

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>